

大分県における産業廃棄物行政の取組について

大分県生活環境部循環社会推進課

1 はじめに

大分県では、「安心・活力・発展」を基本理念とする県政運営の中で環境分野の部門計画である「第3次大分県環境基本計画」を平成28年3月に策定（令和2年3月に改訂）し、「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」を目指し、様々な施策に取り組んでいます。

また、平成17年度に産業廃棄物の排出抑制等を目的とした産業廃棄物税を導入するとともに、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」（以下「適正化条例」という。）を制定し、産業廃棄物の排出抑制や適正処理対策を強化しています。

2 第5次大分県廃棄物処理計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく計画及び第3次大分県環境基本計画の具体的な施策を示した個別計画として、令和3年3月に「第5次大分県廃棄物処理計画」を策定しました。本計画には、近年の新たな課題であるプラスチックごみ対策、デ

ジタル化による適正処理の推進など大分県内における廃棄物の適正処理及び循環型社会の実現に向けた取組を推進するための基本的な方針、施策を示しています。

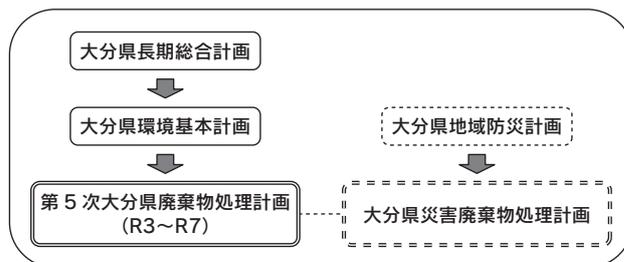


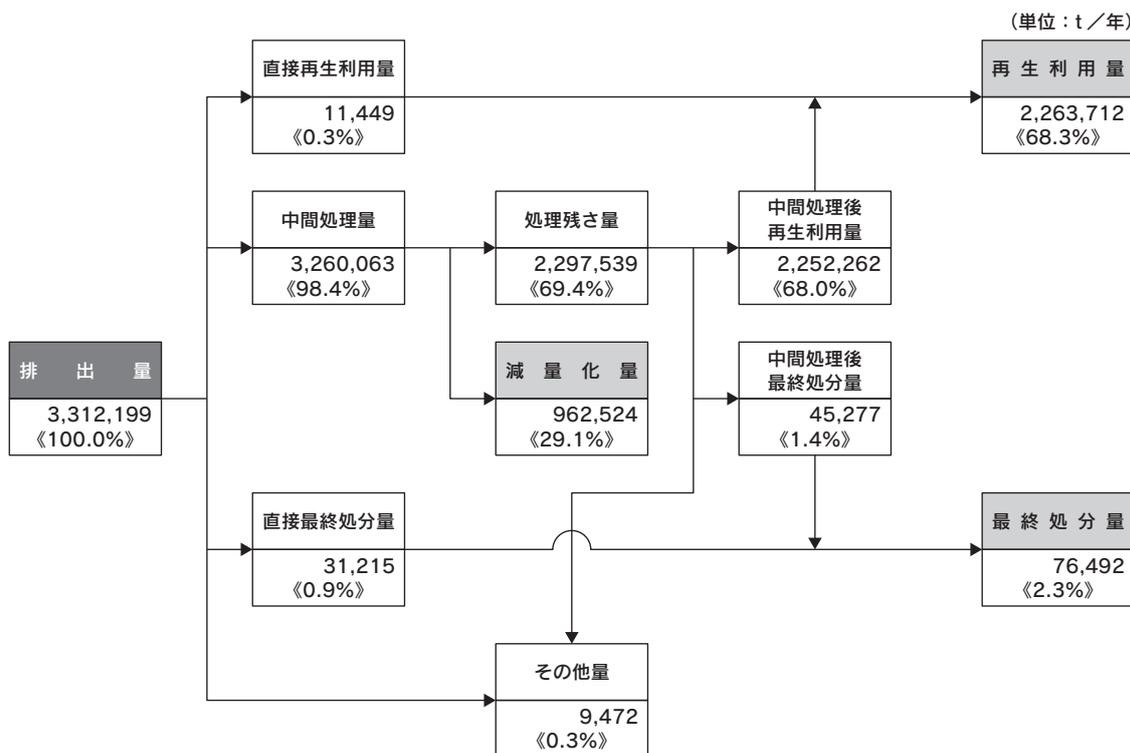
図1 廃棄物処理計画の位置付け

(1) 大分県の産業廃棄物の処理・処分状況

令和元年度の産業廃棄物の処理・処分のフローは、図2に示すとおりです。

近年、県内から発生する産業廃棄物の最終処分率がほぼ横ばいで推移しています。

また、令和元年度に県内で最終処分された量のうち、重量ベースで約4分の3（73.9%）を県外から搬入された産業廃棄物が占めている状況となっております。



※《 》：排出量に対する割合

注 図中の数値は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

図2 産業廃棄物の処理・処分フロー（令和元年度）

大分県における産業廃棄物行政の取組について

り、適正処理の確保、生活環境の保全に努めるとともに、より一層の排出抑制や減量化・再資源化を推進していく必要があります。

(2) 産業廃棄物の減量及び適正処理に向けた主な施策

県内の産業廃棄物の処理・処分の状況等を踏まえ、

- ①排出抑制、循環の利用の推進、②安全・安心な適正処理の推進、③情報公開、相互理解の増進という3つの施策方針を定め、具体的な取組を行っています。

3 具体的な施策等について

(1) 電子マニフェスト導入事業費補助制度について

令和3年4月から電子マニフェストを初めて導入する排出事業者及び産業廃棄物処理業者を対象とした電子マニフェストの導入事業費補助金制度を設けています。この制度は、電子マニフェストの基本料だけでなく、電子マニフェストを利用するために使用する電子機器等も補助対象としています。

また、平成27年度から電子マニフェスト操作セミナーを実施し、電子マニフェスト制度について周知を行っています。

(2) 適正化条例施行規則の改正について

本県では、県外から大分県内の産業廃棄物処理業者へ産業廃棄物を持ち込む場合は、適正化条例に基づき事前協議制度を設けています。今回、産業廃棄物の再資源化を促進し、不適正処理を防止するため、令和3年4月1日付けで適正化条例施行規則を改正し、県外産業廃棄物搬入事前協議の手続きを変更しました。

① 事前協議制度の一部緩和について

国、大分県・大分市の優良認定をもった産業廃棄

物処理業者が設置した減量リサイクル率80%以上の産業廃棄物処理施設等に産業廃棄物を持ち込む場合、搬入しようとする日の10日前までに県外産業廃棄物搬入届出書を提出し、搬入後、実績報告を行うことで手続きが完了することとしました。

② 不適正な搬入に対する搬入停止措置について

これまで、事前協議の内容と異なる県外産業廃棄物の搬入があった場合は、直ちに改善させ、適正に処理されたことを確認した後、搬入を再開することが可能でした。

今回、事前協議の内容と異なる県外産業廃棄物の搬入があった場合は、一定の期間、県外産業廃棄物の搬入を停止できるよう、協定書の内容を改定し、不適正な搬入防止対策を強化しました。

電子マニフェストを導入していますか？

マニフェスト制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対してマニフェストを交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保することを目的とした制度です。

電子マニフェスト制度とは

電子マニフェスト制度とは、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

導入のメリット

- ・マニフェスト（紙）の保存が不要
- ・廃棄物の処理状況の確認が容易
- ・電子マニフェスト利用分は排出事業者の産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要
- ・法定項目の入力漏れがない
- ・マニフェストの紛失の心配がない

県では電子マニフェスト操作セミナーも開催しています。

補助率、補助上限額等

補助対象事業者：大分県内に事業所を有する排出事業者及び産業廃棄物処理業者
 補助上限額：10万円（補助率2分の1以内）
 補助対象経費：電子マニフェスト基本料、電子機器等
 ※補助金申請は1事業者1回までです。
 ※補助金申請を検討の方は、申込前に担当までご連絡ください。

応募方法等

応募方法等詳細については、裏面、大分県のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.oita.lg.jp/soshiki/13400/r3denshimanifesuto.html>

図3 電子マニフェスト導入チラシ

